

Vol.3 静岡県弁護士会通信

裁判
弁護士をもっと
身近な存在に

静岡県弁護士会

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80
TEL054-252-0008 FAX054-252-7522
ホームページhttp://s-bengoshikai.com/

発行 2010(平成22)年 春号



退任のご挨拶

静岡県弁護士会

会長 鈴木 敏弘



平成21年4月に静岡県弁護士会会長に就任し、この1年間4人の副会長とともに会務を行ってきました。この間様々な方に弁護士会の活動に御支援・御協力をいただきました。この場をお借りして御礼申し上げます。年度当初、広報誌は年に2回発行したいと計画しましたが、1回も出さないうちに退任の時期を迎ってしまいました。誠に申し訳ありません。

さて、静岡県弁護士会は弁護士法により昭和24年9月に設立された法人です。今年度で創立60周年を迎えました。弁護士法第1条には、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。」と規定されています。私たち静岡県弁護士会の会員は、日常の業務を誠実に遂行するとともに、各種の委員会の活動をとおして、弁護士の使命を果たそうと日々努めています。静岡県弁護士会は、静岡、浜松、沼津の3つの支部に分かれています。会員数は、平成22年3月1日現在では、静岡支部133人、浜松支部86人、沼津支部108人の総勢327人です。ここ数年で会員数も大幅に増えています。年間30人位の会員が増えていますので、皆様にとって弁護士がより身近な存在になりつつあると思います。

平成21年5月21日からは裁判員裁判が始まりました。静岡県は、静岡、浜松、沼津の3か所で裁判員裁判が行われています。地方裁判所の本庁以外に2つの支部で裁判員裁判が行われるのは静岡県だけです。6人の市民が裁判員として刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに話し合って有罪、無罪を決めます。有罪であるときは、その刑罰を決めます。今までの法律家が中心となって進めていた刑事裁判は、分かりにくく時間がかかり過ぎるという批判がありました。今後は、裁判の進め方やその内容に市民の視点と感覚が反映されるだろうと期待されています。その結果として、刑事裁判に対する市

民の関心が高まり、刑事裁判だけではなく裁判がより身近に感じられるようになり、ひいては司法全体に対する信頼が高まることが期待されています。静岡県内の裁判員裁判

も順調にスタートをきることができました。やって良かったという裁判員を経験された皆様の声が私たち法曹を勇気づけています。市民の皆様にご負担をかける制度ではありますが、市民が裁判に参加することの意義をご理解いただき、積極的に参加していただければ幸いです。

出資法という刑事罰をもって金利を規制している法律と利息制限法という民事的に金利を制限している法律とのすきまのいわゆる「グレーゾーン金利」がなくなりました。利息制限法の上限金利が出資法の上限金利になりました。このような法律改正も、消費者問題を扱う大勢の弁護士たちの長年の努力の成果です。貸金業法も改正されました。その改正貸金業法の完全実施が、今年(平成22年)6月となっています。今後は、高利の消費者金融に苦しむ方が減ると思われますが、総量規制のために、いわゆるヤミ金の被害は逆に増えるのではないかと懸念されます。私たち弁護士は、今後も、ヤミ金の被害者の救済のために全力を尽くします。

昨今の急激な経済状況の悪化により、雇用問題や貧困の問題が深刻化しています。静岡県弁護士会は、昨年、雇用と暮らしに関する委員会を新たに設置し、この問題に正面から取り組んでいます。このように、弁護士は、常に弱い者の味方として、市民の皆さんと協同して、社会正義の実現のために活動していきます。どうぞ、弁護士と弁護士会の活動にご注目ください。

4月1日からは伊東哲夫新会長(沼津支部所属)が就任します。新執行部に対しても、皆様方の変わらぬ御支援・御協力を宜しくお願い申し上げます。

弁護士による 無料の 交通事故 相談・示談あっ旋・審査

(財) 日弁連交通事故相談センター

● (財) 日弁連交通事故相談センターとは

日本弁護士連合会（日弁連）が基本的人権の擁護と社会正義の実現を図るため、昭和42年、運輸大臣の許可を得て設立した財団法人です。

運営は弁護士が当たり、自動車事故に関する損害賠償問題の適正かつ迅速な処理を促進し公共の福祉の増進に寄与することを目的として、現在、全国154ヶ所で相談を、うち37ヶ所では示談あっ旋および審査を、**弁護士が無料**で行っています。

※静岡相談所は、静岡弁護士会内に設けられていますので弁護士会に連絡してください。

● ご相談できる内容は

自賠責保険または自賠責共済に加入することを義務づけられている車両（自動車損害賠償保障法第2条第1項）による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の問題についてです。被害者側・加害者側、相談者の居住地は問いません。

1 面接相談 無料

相談日時をお確かめのうえ、事故に関係ある書類をなるべく多く、整理してお持ちください。

- 交通事故証明書、事故状況を示す図面（道路状況、加害・被害車（者）の位置、事故の場所、日時、天候等）、現場・物損等の写真
- 診断書、後遺障害診断書
- 治療費明細書（入通院日数、治療費・通院費のメモなど）
- 事故前の収入を証明するもの（給料明細書、休業損害請求書、源泉徴収票・確定申告書の写しなど）
- 相手方からの提出書類や、示談交渉をしていれば、その過程
- 加害者の任意保険の有無と種類
- その他（差額ベッド代、付添日数・費用、修理費、家屋改修費、有給休暇日数、相手方加入保険内容のメモなど）

2 示談あっ旋 無料

交通事故損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかない時に、当センターの弁護士が間に入り、公平・中立な立場で示談が成立するようお手伝いします。調停の民間版とでもいうべき制度で、早期に適正な賠償額での解決が期待できます。

まず面接相談を受けていただき、示談あっ旋に適する事案かを弁護士が判断したうえ、申し込み手続きをしていただきます。

示談あっ旋が可能な事案

自賠責保険または自賠責共済に加入することを義務づけられている車両による
「自動車」事故事案に限ります。

「人損」

すべて可能（自賠責保険・自賠責共済のみ、または無保険でも可）

「人損を伴う物損」

すべて可能（自賠責保険・自賠責共済のみ、または無保険でも可）

「物損のみ」

一定の任意保険または任意共済に加入している場合



3 審査 無料

7共済については、示談あっ旋が不調（打切り）に終わった時、審査手続きに移行する事ができます。
調査・話し合いの結論として審査委員会が出す「評決」の金額を、7共済には尊重していただく事になっています。

※審査にご協力いただいている各共済は、企業責任として眞の被害者救済のため、基本的人権を擁護し、社会正義の実現を図る当交通事故相談センターの活動に賛同しております。

弁護士会の紛争解決 あっせん 仲裁 有料

身近なトラブルお気軽に

信頼できる弁護士会をご利用ください

静岡県弁護士会
あっせん・仲裁センター

Q & A
早分かり
あっせん・仲裁



Q どんなときに利用するのですか？

各種の事故の損害賠償、金銭のトラブル、離婚、相続問題、給料の未払い等、様々な事案に幅広くご利用ください。

Q 「あっせん」って何ですか？

あっせんとは、あっせん人があなたと相手方双方の言い分をよく聞いた上で、解決（和解）できるよう努力することです。

Q 「仲裁」って何ですか？

仲裁は、双方が仲裁人に判断を任せると言う合意（仲裁合意といいます）をした上で、仲裁人の判断に従うことにより紛争を解決することです。

Q どんな人があっせん・仲裁してくれるのですか？

法律・紛争解決の専門家である弁護士（経験5年以上）が、あっせん・仲裁人になります。

Q どのくらい時間がかかりますか？

3ヶ月以内の解決を目指します。
解決の見込みがないときは、手続きを中止（不調といいます）することもあります。

トラブルの解決は、静岡県弁護士会にお任せください



Q あっせん・仲裁の費用は？

申立手数料 ※申立人 10,500円（含消費税）

申立時に申立人にお支払い頂きます。申立が受理された後は原則として返還しませんが、例外として相手方が1回も出席されずに終了した場合に限り、半額をご返還します。

成立手数料

和解が成立した場合、仲裁判断がなされた場合、和解契約書・仲裁契約書に記載された解決額を基準として、次の割合の成立手数料を申立人と相手方が按分してお支払い頂きます。按分の割合は、あっせん・仲裁人が決定します。

※申立人・相手方が双方按分して—

- | | |
|--------------------|--------------|
| ● 100万円まで | … 8% |
| ● 100万円超～200万円まで | … 5%+3万円 |
| ● 200万円超～500万円まで | … 3%+7万円 |
| ● 500万円超～5,000万円まで | … 2%+12万円 |
| ● 5,000万円超～1億円まで | … 1%+62万円 |
| ● 1億円超～ | … 0.5%+112万円 |
- (消費税別途)



〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008



〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009



〒410-0832 沼津市御幸町21-1 TEL.055(931)1848

各種法律相談のご紹介

2010.3.15現在

静岡県弁護士会では、各種の法律相談を行なっております。いずれの相談も予約制となっております。弁護士会各支部にお電話でご予約の上、お越し下さい。

一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が、交代で、相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5250円
民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能

■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 每週月曜日から金曜日
午前9時45分～12時
月・水・金曜日 午後1時～5時
- 沼津支部 每週月曜日から金曜日
午後1時～3時30分
- 掛川法律相談センター
※浜松支部にて予約受付
毎月第1、第3水曜日 午後1時～4時30分
- 下田法律相談センター
※沼津支部にて予約受付
毎週金曜日 午後1時～4時



交通事故相談

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料
■相談日時

- 静岡支部・沼津支部は一般法律相談と同一の時間
- 浜松支部 毎週火・木曜日のみ午後1時～5時

クレジット・サラ金相談

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。
破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料
■相談日時

- 静岡支部 每週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時30分～4時
- 浜松支部 每週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時30分～5時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し原則として担当弁護士事務所で相談実施。

債務整理着手金1件2万円から。費用は、分割払いも含め個々の弁護士に相談してください。過払い請求で実質負担がない場合もあります。

高齢者・障害者相談

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。
相談申込に応じ、担当弁護士を紹介します。

■相談時間 60分まで ■相談料 無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時
- 浜松支部 毎週金曜日 午後1時～4時
- 沼津支部 相談、申込に応じ担当弁護士と協議し原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談（有料）も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

犯罪被害者相談

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。被害者が利用できる手続、加害者への損害賠償請求等についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分程度 ■相談料 初回相談は無料
■相談日時

- 静岡支部 毎週木曜日 午前10時～11時30分
- 浜松支部 相談申込に応じ、相談日時を決定
- 沼津支部 //

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん、仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたの家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乘ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます（有料）。資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度）の利用も可能です。

申込方法

弁護士会各支部へ電話にて申込

■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

当番弁護士・当番付添人についてのみ、土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。